

むかわ町農業委員会 会長交際費支出基準に関する要綱

平成19年5月25日

農業委員会訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、会長等が農業委員会を代表し個人又は団体との交際に要する経費(以下「交際費」という。)の支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- (1) むかわ町農業委員会の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) むかわ町農業委員会行政の伸展に功績があったもの
- (3) その他会長が特に必要と認めるもの

(支出区分)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる事項について支出することができる。

- (1) 会費 会費制により開催される懇親会、祝賀会等の参加にかかる経費
- (2) 祝金品 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- (3) 生花 慶弔及び各種大会等に係る慶弔表意のための生花に係る経費
- (4) 香料 葬儀における香典等支出に係る経費
- (5) 懇談会費 農業委員会行政運営に資する意見交換、情報収集等の懇談に係る経費
- (6) その他 上記に定めるもののほか、会長が特に必要とする経費

(支出額)

第4条 支出額は、社会通念上妥当かつ必要最小限の額とし、支出区分に応じる支出金額の基準は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(支出の制限)

第5条 前条に規定する交際費は、町の補助金等を受けて実施する事業等にかかわる場合は、支出しないものとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(支出情報の公開)

第6条 交際費の支出に係る情報の公開については、むかわ町の機関の交際費の公表に関する要綱(平成19年むかわ町訓令第10号)の規定によるものとする。

(その他)

第7条 この訓令によりがたい場合は、必要に応じて会長がその都度決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年5月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行日前における交際費の支出は、この訓令の規定によりなされたものとみなす。
- 3 この訓令の施行日前において、鶴川町又は穂別町において、別表第2中2号・3号に相当する者にあつては、この訓令の規定に該当する者とみなす。

別表第1(第4条関係)

交際費支出の基準表

単位:円

支出区分	支出内容	金額
会 費	会費制による懇親会、祝賀会等	会費相当額
祝 金 品	慶事及び総会等各種行事	状況に応じ、相当額
生 花	慶事の場合	状況に応じ、相当額

別表第2(第4条関係)

交際費支出の基準表

単位:円

支出区分		本 人				配偶者			父母・子・同居の親族		
		香典	生花	弔電	弔辞	香典	生花	弔電	香典	生花	弔電
弔慰	1 農業委員	10,000	○	○	○	5,000	○	○	5,000	○	○
	2 元会長	5,000	○	○	○	—	—	—	—	—	—
	3 元農業委員	5,000	—	○	—	—	—	—	—	—	—
	4 事務局職員	10,000	○	○	○	5,000	○	○	5,000	—	○

備考:生花は、時価額とする。

:区分2と3は重複適用しない。この場合において、支出区分の職は支出基準の高い職により支出するものとする。